令和4年長浜市農業委員会7月定例総会会議録

令和4年7月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員(19人)

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 冨士夫

委員 1番 八若 和美 2番 中川 半弥

3番 家倉 和行 4番 多賀 正和

6番 森川 ゆり 7番 廣部 重嗣

8番 森 勘十 9番 橋本 治太郎

10番 村方 義昭 11番 伊藤 泰子

12番 尚永 稔 14番 北川富美子

15番 大塚 高司 16番 阿辻 康博

17番 小畑 義彦 19番 二矢 秀雄

20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

18番 池田 美由紀

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則 副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報 告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第77号 農用地利用集積計画案について

議案第78号 土地改良事業参加資格交代承認について

議案第79号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

14番 北川富美子 15番 大塚 高司

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和4年7月定例総会を開催させていただきます。午前中の農業振興政策等説明会ならびに全員協議会に引き続きお世話になりますがよろしくお願いします。さて、先月28日に梅雨明けの発表がありました。気象庁によりますと統計記録がある昭和26年以降、最も早い梅雨明けで、ほとんど雨の降らない梅雨で今後の水不足が本当に心配されます。飯浦の揚水ポンプ場を管理する湖北土地改良区に話を聞きますと、空梅雨で雨の量が少なく4基のポンプがフル運転する日も多く、原油価格高騰による電気代の値上がりで頭を抱えていると話されていました。今は中干の時期だが、今後、用水が必要な時期が心配だ、適度な雨が降ってほしいと話されていました。また、ロシアのウクライナ侵攻から4か月半、事態が長期化する中、日本の農業や食料安全保障にも大きな影響が出ています。肥料や飼料をはじめ、ハウス資材など幅広い農業資材の高騰が止まらず、農業経営を圧迫しています。市当局の早い段階で補正等の対応で、すばやい支援を期待しています。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名内19名と過半数以上の出席があり、農業 委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、6月17日、 滋賀県農業会議125回通常総会ならびに常設審議委員会が大津市で開催されましたので、 会長に出席していただきました。なお、通常総会には職員が随行しておりますが常設審議 委員会には諮問案件がありませんでしたので、職員は欠席しております。7月6日、女性農 業者組織ながはまアグリネットワークの通常総会が開催されました。会員の女性農業委員 の皆様に出席いただきました。6月14日から6月29日のうち7日間、地区別会議を開催しまし たところ、夜遅くお仕事でお疲れのところご出席いただきありがとうございました。当会 議では地区の抱える問題等について意見交換を行っていただき、本年度の最適化活動の目標の設定をいただいたところです。この目標の達成に向けた活動の推進をよろしくお願いします。

6月29日付けで農地利用最適化推進員の岸田政乃助委員のご家族から、体調不良による 活動休止願いが提出されましたので受理いたしました。委員不在の期間、湖北地区の農業 委員、推進委員の皆さまにはお世話になりますがよろしくお願いいたします。

それでは、今月の審議事項につきましては3条申請が5件、5条申請が5件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る7月4日に当番委員、6番の森川ゆり委員、7番の廣部重嗣委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

本日は、午前中の全員協議会にご出席いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症におきましては、全国的に再拡大しており、本市も感染者が増加してきております。引き続き、感染対策を行っていかなければならないと思っております。

本日の欠席通告ですが、18番の池田美由紀委員の欠席通告をいただいています。本日の 議事録署名委員の報告でございますが、14番の北川富美子委員、15番の大塚高司委員、両 委員よろしくお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和4年7月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通

知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、八幡中山町地先、田2筆、784㎡を共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は東は宅地と畑、西は道路、南は畑、北は宅地です。

番号2、土地の表示、室町地先、田37筆、畑11筆、合計14,448.11㎡を72区画の宅地に 転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。本案件は、長浜市室 町で施工中の土地区画整理事業に伴う転用で、保留地処分を行うために宅地へと転用する ものです。通常、4条の場合、土地の所有者からの届出であるところ、土地区画整理事業の 場合、仮換地指定後使用収益開始前に転用する場合は、事業施行者である土地区画整理組 合からの4条届出となります。また今回の目的は、土地区画整理事業を行うための事業費捻 出のために、保留地を宅地に転用し処分するための届出です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年7月11 日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、山階町地先、畑2筆、598㎡を売買により駐車場、資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は里道、畑、宅地、西は畑、宅地、南は里道、北は畑、山林です。

番号2、土地の表示、宮司町地先、田2筆、513㎡を売買により資材置場に転用したい旨の 届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東と西は宅地、南 は道路、北は水路です。

番号3、土地の表示、朝日町地先、畑2筆、114.91㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南と北は雑種地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年7月 11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計15筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田12筆、8,109㎡、畑3筆、830㎡、計15筆、8,939㎡の解約です。番号1から番号6は、農地中間管理事業よる利用権の解約で転用を行うため解約するものです。番号7から番号12は転用目的の解約で、後にご説明します議案第76号の番号2に関連す

るものです。番号13から番号15は相対による利用権の解約で、耕作目的による解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明 をお願いします。

(事務局)

議案第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年7月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、大依町地先の畑2筆、3,609㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地と白地の田で、現地確認をしたところ2筆とも水稲が作付けされておりました。譲渡人は市外に居住され、申請地の管理ができないことから、申請地集落に居住している譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、今荘町地先の畑、1筆、331㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地を確認したところ、ブドウの作付けがされていました。譲渡人は、ブドウの栽培をやめられることから、申請地集落でブドウを栽培されている譲渡人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、尊野町地先の畑1筆、179㎡を売買にて取得されるものです。申請地は、白地の畑で現地を確認したところ、不耕作地でした。本案件は6月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地の案件でございます。

番号4、土地の表示、西主計町地先の田3筆、9,977㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、水稲の作付と転作がされていました。譲渡人は高齢で管理ができないことから、申請地集落に居住する譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、安養寺町地先の畑、1筆、112㎡を使用貸借されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、野菜の作付けがされていました。本案件は6月定例

総会でご議決いただきました、指定農地の案件でございます。

以上、番号1から5につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第75号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第75号について、ご意見ご質問を求めます。 ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。 賛成全員でありますので申請どおり許可することとしま す。

(会長)

次に、議案第76号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第76号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年7月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第76号につきましては、今月の締切までに5件の申請がありました。書類審査のうえ、 受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましては、当番の委員にお願いし行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、今荘町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

東部に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから、受付いたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告いただきます。

(森川委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、今荘町地先、畑、208㎡ 転用目的を貸駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は里道、南は里道、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は今荘ぶどう生産組合の組合員である譲受人が、同組合員である譲渡人から土地を借り受けて、昨年、ぶどう園の駐車場として使用するために、農地法の許可を得ずに砂利を入れて駐車場として使用されていました。このたび、譲渡人が今荘ぶどう生産組合を退会されることになり、土地の売買の手続きを取ることになり、申請されたものです。なお、農地法の手続きを取らずに、砂利を入れる行為を行ったことに関する添付書類の提出を受けています。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、 また、隣接に農地もなく、影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えま す。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、廣部委員さんよりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、七条町地先、田8筆、2,215㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を店舗とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は農地、北は道路です。

写真をご覧ください。借主は大手コンビニエンスストアを経営している法人で、周辺にコンビニがない七条町付近での出店を考えており、申請地が適地と判断し、地権者との話もまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地の北側及び東側に道路側溝に排出できるようになっており、隣接農地には影響を及ぼす恐れがないと判断できます。また、 隣接農地である田んぼへの取水は、東側道路の用水路から取水できるように整備される予 定となっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、余呉町下丹生地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は 集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が 連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員さんよりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、余呉町下丹生地先、田、3筆、302㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場及び庭敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は地元で観光業等を営んでおり、社員の社宅及び保養施設の敷地を探していたところ、農地付き空き家が売り出されており、農地は埋め立てして駐車場と庭として整備して、空き家とともに購入する計画を立て、譲渡人とも話がまとまり、申請されたものです。なお、同農地は、長らく地域除雪の排雪場所として使用されており、土砂が入り込んでいる状況となっており、無断で農地を埋め立てたことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、周辺の道路側溝に排水する計画をされており、隣接農地もなく、影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、名越町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の 北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦し た区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。 本案件の詳細につきましては、廣部委員さんよりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、名越町地先、田、208㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は

道路、西は農地、南は農地、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人は実家近くで住宅の建築を考えており、譲渡人と土地の売買について話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、東側の道路側溝に排水する計画をされており、隣接農地の農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、余呉町川並地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置しており、先月、審議いただきました土地と接した農地になります。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。 本案件の詳細につきましては、森川委員さんよりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、余呉町川並地先、畑2筆、115㎡、契約内容は売買で、転用目的を庭園とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は敷地の西側で飲食旅館業を営んでおり、施設の前に庭園を設置する計画を立て、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、 隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第76号について、ご意見ご質問を求めます。 ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第76号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。 賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

次に、議案第77号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第77号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進 法第18条の規定により決定を求めます。令和4年7月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対と農地中間管理事業による利用権設定の案件、所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手1人に対して借り手が1人で、筆数は1筆、面積で579㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者4人、取得者4人、筆数は13筆、面積は26,063㎡を所有権移転される計画です。最後に中間管理事業による利用権の設定につきましては、貸し手31人で借り手は公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金で、筆数は79筆、合計の面積で149,967㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの利用権設定について、と記載されている番号1から番号79につきましては、農地中間管理事業によるもので、一般社団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金に、番号80につきましては、相対により地元農業者に利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの所有権移転について、と記載されている番号1から番号13につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から12については、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。また、番号13については、市の所有地が譲受人と調整が整いましたので、諮問案件としております。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第77号について、ご意見ご質問を求めます。 ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

それでは諮問をうけました、議案第77号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。 賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申 いたします。

(会長)

次に、議案第78号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第78号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年7月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させて頂きます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から70番までの70件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第78号ついて、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。17番の小畑義彦委員以外にはないと思われますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第78号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業 委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に 通知することといたします。

次に、議案第79号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務 局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第79号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定ついて。 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めま す。令和4年7月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときはその面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う。設定を行う別段の面積については、室町地先の畑2筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、室町地先の畑2筆は、令和4年4月1日の要綱改正により追加された、指定農地として申請されたものです。室町地先の畑2筆について、さる6月16日に森委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。また、6月21日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。指定の解除を行う別段の面積については、別紙の農地については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上をもちまして、議案第79号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第79号ついて、ご意見ご質問を求めます。 ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第79号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、 これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとします。

次に、議案第80号、農用地利用集積計画の一部取り消し案についてについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第80号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第19条の規定により決定を求めます。令和4年7月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今回、平成29年3月20日に公告された農地利用集積計画の一部を取り消すに至ったのは、当該農地の所有権が時効取得により第3者に移転登記されたためです。時効取得とは、民法第162条に規定されているもので、20年間所有の意思をもって、平穏にかつ公然と他人の者を占有した者はその所有権を取得する、とあります。法務局からの通知によると、当該農地は平成7年から20年以上、第3者により所有の意思をもって耕作が続けられたため、民法第162条に基づき、令和5月に時効取得による所有権の移転登記がされました。この移転登記がなされたことにより、平成27年には当該農地の所有権が第3者にされていたこととなり、平成29年当時に地権者として申出をされた方には、所有権がなかったと判断されるので、取消の公告を行うものです。また、この時効取得については、令和4年5月に登記手続きがあり、初めて法的効力が発生したため、平成29年当時には分かりませんでした。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第80号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(將亦委員)

お聞きします。議案第77号、農用地利用集積計画案について、こちらの資料を拝見すると意見照会が6月25日なっていますが、今回、議案第80号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、こちらの文書の日付は6月23日となっている。市からは早くに通知されているはずなのに、追加議案となったのはなぜか。

(事務局)

お答えします。日付は6月23日になっておりますが、こちらの書類の方を受け取りましたのが、農地利用集積計画案と同じく6月25日以降の受け取りとなっております。取り消し案については別案件ということで確認しておりませんでしたので、追加議案ということになっております。

(將亦委員)

行政当局のほうが事務手続きに日付は早いが、農業委員会事務局に提出が遅かったということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(將亦委員)

追加議案で、時効取得に基づき利用権設定の取り消しとのことですが、当時、利用権設定期間は10年間ですか。

(事務局)

平成29年度から10年となっております。

(將亦委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

時効取得について説明をお願いします。

(事務局)

ご説明させていただきます。時効取得とは、民法の第162条に規定されており、農地を20年間、所有の意思をもって、平穏かつ、公然と他人の物を占有した者が、所有権を取得できるということであります。今、法務局に確認中ではございますが、基本的には当該地が耕作者に占有されていることが所有者に確認できましたら、時効取得として認められるというようなかたちになっております。

(廣部委員)

売買などで所有権の移動などもないが、昔にあった案件で、転用の申請をされて所有権の移転をされてもよかったのですが、占有者がこの農地はずっと自己所有地だと思い耕作しておられたので、土地所有者と占有者が両方合意のもとで時効取得されました。それには20年という規定がある。

(廣部委員)

自己所有地ではないと知っている場合は20年。知らなかった場合は10年ですか。

(事務局)

はい。そのようになります。

(廣部委員)

はい、わかりました。

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第80号、農用地利用集積計画の一部取り消し案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。 賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申 いたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、続きまして令和4年7月農業委員会報告及び協議事項について説明させていた だきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年8月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年8月10日、水曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和4年8月の農地転用の現地調査につきまして、令和4年8月3日、月曜日、午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、8番の森委員、9番の橋本委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いします。

4点目、令和4年7月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年7月21日、 木曜日、午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は1番の八若委員、 14番の北川委員です。よろしくお願いします。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていた だきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。 また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)